

信託型ストック・オプションの租税実務上の諸問題

国税庁の見解を踏まえた対応策の検討

川添文彬

JTC東京法律事務所
弁護士



本稿では、主にスタートアップ企業で用いられてきた信託型ストック・オプションの租税実務上の諸問題を論じる。具体的には、信託型ストック・オプションの取引の内容、活用場面・メリット、従前提唱されていた課税関係の整理等を概観した後、昨今の国税庁の動向を踏まえて、国税庁の見解、その法令上の根拠及び問題点を考察する。最後に、これらの考察に基づき、スタートアップ企業の実務上の対応策について、複数の選択肢を示しながら検討する。

はじめに

信託型ストック・オプション（以下、「信託型SO」という）は、ストック・オプション（以下、「SO」という）と信託を組み合わせたインセンティブ・プランであり、これまでに、少なくとも500社以上の上場又は未上場のスタートアップ企業により導入されてきたと報道されている（注1）。

政府が、2022年11月28日に策定・公表したスタートアップ育成5か年計画において、「信託型ストックオプション（信託会社を経由してストックオプションを付与する仕組み）の実態を調査するとともに、その結果に応じて必要な対応を行う」ことを明言したのは（注2）、こうしたスタートアップ企業による信託型SOの利用の拡大を背景とするものであると考えられる。

ところが、昨今、国税庁と導入企業において信託型SOの課税関係につき見解の相違があることが予算委員会答弁等から判明

し、スタートアップ企業の重大な税務上の問題となっているため、本稿では、信託型SOの租税実務上の諸問題につき、昨今の国税庁の動向を踏まえて解説する。

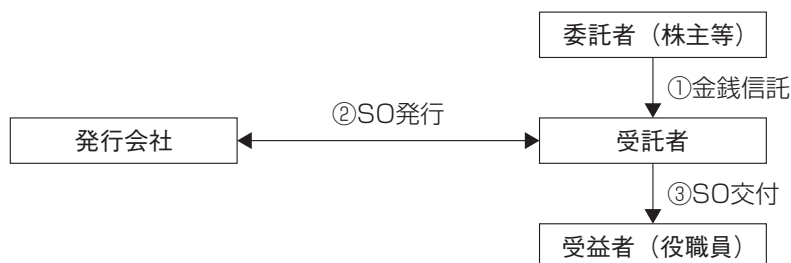
なお、本稿は執筆時である2023年5月18日時点の情報（法律、判例、通達、ガイドライン等）に基づき作成されたものであり、同日以降の情報を反映していないこと、本稿には筆者の意見が含まれており国税当局が同じ見解を採用する保証はないこと、及び、本稿は筆者の私見を述べるものであり、筆者の所属する法律事務所、株式会社その他の組織の見解を述べるものではないことに留意されたい。

I 信託型SOの概要

1 信託型SOの取引

信託型SOとは、信託とSOを組み合わせたインセンティブ・プランであり、大要、

【図表】 信託型SOの発行及び交付の流れ



以下の手順でSOの発行及び交付が行われるとされている（注3）（筆者作成による上記図表参照）。

- ① 株主等が委託者となり、受託者に対して金銭を信託する
- ② 受託者が発行会社に対して金銭を払い込み、発行会社からSOの発行を受ける
- ③ 信託契約上の受益者確定手続きが開始した時点で、受託者が、確定した受益者（発行会社の役職員）にSOを交付する

2 信託型SOの活用場面及び事業目的・メリット

スタートアップ企業においては、業績向上や優秀な人材の獲得・維持を目的としてSOを発行することが通常であるところ、信託型SOも、他のSOと同様に、リクルート等の場面において、優秀な人材の獲得等のために活用されてきた。すなわち、スタートアップ企業は、高水準の金銭報酬を提示できなくても、SOの付与を約束する又は信託型SOを導入済みであることをアピールすることで、より採用競争力の高いオファーを提示することが可能となる。

信託型SO特有の事業目的・メリットとしては、以下の点などがあると一般にいわれている（注4）。

- (1) 新株予約権（SO）の発行日よりも後に入社した役職員にも発行日以降の実績評価に応じて（注：同条件の）新株予約権が付与されるため、新株予約権発行日前後での役職員のキャピタル・ゲインの不公平が抑制される点
- (2) 新株予約権発行日以降であっても（注：SO交付の対象者になりうるため）役職員の新規採用が容易になる点

3 信託型SOの従前の課税関係の整理

信託型SOにつき、従前提唱されていた課税関係の整理は主要以下のとおりである（注5）。

- (1) 組成される信託は、受益者の存在しない信託となり法人課税信託となる
- (2) 金銭信託時に、受託者において受贈益が発生し法人税が課される
- (3) 役職員には、SO受領時に課税関係は発生しない
- (4) 役職員は、SOを行使した際に給与所得課税を受けない（注：国税庁と見解が異なる部分）
- (5) 役職員は、SOにより取得した株式の売却時に株式等譲渡所得課税（分離課税）を受ける

II 国税庁の見解

1 信託型SOに対する国税庁の答弁及びコメント

筆者の知る限り、従前、国税庁は、信託型SOの課税関係につき見解を公表してい

なかった。もっとも、2023年2月20日予算委員会第三分科会において、国税庁次長は、信託型SOの課税関係に関する質問に対して、大要以下の回答（以下、「本回答」という）を行い（注6）、国税庁の信託型SOの課税関係についての見解を初めて公にした。

発行法人が役員等に付与するストック・オプションにつきましては、一般的な課税関係を申し上げますと、当該ストック・オプションが税制適格ストック・オプションに該当する場合、それから役務提供の対価に該当しない場合、これらの場合を除きまして、ストック・オプションを行使した日の属する年分の給与所得と取り扱っているところでございます。

今ご指摘の信託型ストック・オプションでございますが、信託にストック・オプションを付与していることから、役員等の給与所得として課税されないのではないかとの見解があることは承知しておりますが、その信託型ストック・オプションが役員等への付与を目的としたものである場合には、実質的に役員等へ付与したと認められると考えられますことから、国税庁といたしましては、ストック・オプションを行使した日の属する年分の給与所得に該当するものと考えているところでございます。

なお、一定の要件を満たす税制適格ストック・オプションの場合には、租税特別措置法によりまして、ストック・オプションを行使した日における経済的利益につきましては、給与所得としては課税しないという措置が設けられているところでございます。

その後、一部報道において、大要、以下の国税庁のコメント（以下、「本コメント」という）がその独自取材の結果として報じられた（注7）。

- (1) 国税当局は、納税者から信託型SOの課税関係の照会を受けた場合、従来、SOの「権利行使時に給与所得課税となる」旨の回答を行ってきた旨
- (2) 信託型SOは税制適格SOの要件を満たさずに行使時給与所得課税を回避し、課税繰延べを図るスキームであるため、適正公平な課税の観点から問題がある旨
- (3) 信託型SOにつき権利行使時に給与所

得課税されない旨の誤った見解が広まっているため、業界団体等を通じて関係者へ周知・広報することを検討している旨

2 国税庁の見解の適用場面及び射程

本回答及び本コメントによれば、国税庁は、信託型SOを税制適格SOの潜脱スキームだと捉えているようであり、「その信託型ストック・オプションが役員等への付与を目的としたものである場合」には、当該SOがその行使時に給与所得として課税されるとの見解を有している。この見解については、以下の2点が留意点として挙げら

れよう。

第1に、本回答及び本コメントによれば、上記の国税庁の見解は、国税当局が「従来から」有する（現行）法令の解釈であるとされているため（本回答及び本コメント(1)参照）、同見解によれば、本回答以前に導入された信託型SOであっても、SOの権利行使時に給与所得課税を受けることになると考えられる。

第2に、上記の国税庁の見解は、信託型SOの委託者が誰か（株主なのか、発行会社なのか、その他の第三者なのか）に着目しておらず、「役員等への付与を目的としたものである場合」かどうかを問題にしている（本回答第2段落）。したがって、同見解は、信託型SOの委託者が誰かにかかわらず、「役員等への付与を目的としたものである場合」には、SOの権利行使時に給与所得課税がなされるとの見解であると考えるのが自然である（注8）。

3 国税庁の見解の影響

信託型SOについては、そもそもインセンティブ・プランとして考案されたものであり、信託組成時に具体的に受益者が決まっていなくても、最終的に役職員への交付が想定されているものではあるため（注9）、実務上用いられる大多数の信託型SOは「役員等への付与を目的としたもの」との本回答の基準に該当すると考えられる。なお、企業が導入した信託型SOが

「役員等への付与を目的としたもの」かどうかは、その信託契約の目的の記載等に照らせば容易に判断可能と考えられる。

したがって、国税庁の見解は、少なくとも500社以上とも報道されている信託型SO導入済みのスタートアップ企業の大多数に影響を与えるものであると考えられる。

III 国税庁の見解の法令上の根拠

国税庁が上記IIの見解を有するとしても、租税法律主義（憲法84条）の下では課税は法令に基づきなされなければならない、法令に根拠のない課税は違法である。そこで、以下では、関連する租税法令の内容（下記1）、国税庁の見解の法令の根拠（下記2）、及び、その問題点（下記3）を検討する。

1 関連する租税法令の内容

新株予約権を行使して株式を取得した場合、行使時に収入金額があれば、所得の計算に含まれる（所法36①及び②）。そして、新株予約権が「役務の提供その他の行為による対価……である」等の一定の場合には、その行使により取得した株式の価額から、新株予約権の取得価額に行使の際の払込金額を加算した金額を、控除した金額が、当該新株予約権行使時の収入金額（経済的利益の価額）と扱われることとされている（所法36②・所令84③二）。

所得税法施行令
（譲渡制限付株式の価額等）
第84条

3 発行人から次の各号に掲げる権利で当該権利の譲渡についての制限その他特別の条件が

付されているものを与えられた場合（省略）における当該権利に係る法第36条第2項の価額は、当該権利の行使により取得した株式のその行使の日（省略）における価額から次の各号に掲げる権利の区分に応じ当該各号に定める金額を控除した金額による。

（省略）

二 会社法第238条第2項（募集事項の決定）の決議（省略）に基づき発行された新株予約権（当該新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件若しくは金額であることとされるものの又は役務の提供その他の行為による対価の全部若しくは一部であることとされるものに限る。）当該新株予約権の行使に係る当該新株予約権の取得価額にその行使に際し払い込むべき額を加算した金額

（省略）

2 国税庁が依拠する法令の根拠

一部税務専門誌の取材結果によれば、国税庁の見解は、信託型SOにより付与されたSOが、所得税法施行令84条3項2号に該当するというものであるとされている^(注10)。そして、上記1のとおり、一般に、「発行人から……与えられた」「譲渡についての制限その他特別の条件が付されている」ストック・オプション（新株予約権）は、「役務の提供その他の行為による対価……である」場合には、権利行使時に（給与）所得課税がなされる（所法36①及び②・所令84③二。所得分類につき所基通23～35共-6(1)イ，収入時期につき所基通23～35共-6の2も参照）。

(1) SOが「発行人から……与えられた」かどうか

上記I1のとおり、信託型SOにおいては、役職員は直接的には受託者からSOの交付を受けるのであり、「発行人から」SOを直接「与えられた」ことはないため、役職員が交付を受けるSOは「発行人から……与えられた」ものとはいえないよう

にも思われる。

しかし、本回答が「その信託型ストック・オプションが役員等への付与を目的としたものである場合には、実質的に役員等へ付与したと認められると考えられ」としていることからすれば、国税庁は、信託型SOにおいて役職員に交付されるSOが、「役員等への付与を目的としたものである場合には」、実質的に、「発行人から……与えられた」もの（所令84③柱書）といえるとの見解を有していると考えられる。

(2) SOに「譲渡についての制限その他特別の条件が付されている」かどうか

一部税務専門誌の取材結果^(注11)によれば、国税庁は、信託型SOにより付与されたSOが「その他特別な条件が付されているもの」（所令84③柱書）にも該当するとの見解を有しているようである。この見解によれば、信託型SOにより付与されたSOは、そのSOの譲渡制限（会社法236①六）の有無にかかわらず、「譲渡についての制限その他特別の条件が付されている」に該当することになる。もっとも、信託型SOにより付与されたSOにつき、いかなる条

件が付されていることをもって「特別な条件が付されている」と評価できるのかは明らかではない。

(3) SOが「役務の提供その他の行為による対価……である」かどうか

上記 I 1 のとおり、信託型SOにおいては、役職員は受託者からSOの交付を受けるのであり、また、役職員は受託者に対して役務提供を行っていないから、役職員が交付を受けるSOは「役務の提供その他の行為による対価……である」とはいえないようにも思われる。

しかし、上記のとおり、国税庁は、信託型SOにおいて役職員に交付されるSOは「発行人から……与えられた」もの（所令84③柱書）といえるとの見解を有していると考えられる。国税庁は、このことに加えて、信託型SOにおいては、発行人の役職員が、その役職員の立場に基づき（金銭を支出することなく）無償でSOの交付を受けるという事実を捉えて、当該SOが「役務の提供その他の行為による対価……である」（所令84③二）といえるとの見解を有していると考えられる。

(4) 小 括

以上のとおり、国税庁の見解は、大要、いわば信託型SOの各取引を全体的に捉えて、実質的には、「発行人」から「役務の提供その他の行為による対価」としてSOが交付されたといえるということを法令上の根拠とするものであると考えられる。

3 国税庁の見解の問題点

上記の国税庁の見解には、少なくとも以

下の問題点があり、今後予期される裁判においても重要な争点になると考えられる。

(1) 課税は原則として私法上の法律関係に即して行われるべきであること

租税法の規律する経済活動は第一次的には私法によって規律されているところ、租税法律主義（憲法84条）の目的である法的安定性を確保するため、一般に、課税は原則として私法上の法律関係に即して行われるべきであると考えられている（金子宏『租税法〔第24版〕』（弘文堂、2021年）129頁、東京高判平成22年5月27日判時2115号35頁）。

そして、信託型SOの「私法上の法律関係」は、大要 I 1 の説明のとおりであり、「役職員が発行人から新株予約権の発行を受けた」という私法上の法律関係は存在しないことからすれば、国税庁の見解には、信託型SOの取引の「私法上の法律関係」に即した課税を行うものとはいえないのではないかという点において、重大な問題がある。

(2) 信託型SOを選択する合理的な事業上の理由の有無

そもそも国税庁が、信託型SOが税制適格SOの要件を満たさずに行使時給与所得課税を回避するスキームであるため、適正公平な課税の観点から問題がある（本コメント(2)）と考えたのは、信託型SOにつき、SO行使時の給与所得課税を回避すること以外に合理的な事業上の理由を見出せなかったことに起因するものではないかと窺われる。そして、裁判所が、このような国税庁の信託型SOに対する見方に共感するな

らば、上記(1)の理論的な問題はともかく、事実上、国税庁の見解を適法と判断する方向の心証に傾く可能性は否定できない。

しかし、企業が信託型SOを選択することにつき合理的な事業上の理由がないかどうかについては、議論の余地があろう。

IV 企業及び租税実務家の対応策

以上の分析を踏まえて、以下では、スタートアップ企業の信託型SOに対する対応策を論じる。

1 新たにインセンティブ報酬の導入を検討する企業の対応策

一般的に、スタートアップ企業が、インセンティブ報酬（SO、事後交付型株式報酬であるRSU（Restricted Stock Unit）／事前交付型株式報酬であるRS（Restricted Stock）等）を導入するのは、現金支出を抑えながら、優秀な人材を採用し、役職員に業績向上及び勤続維持のインセンティブを与えるためである。そして、スタートアップ企業は、税効率の高いインセンティブ報酬プランを採用することで、上記の目的をより効果的に達成することが可能になる。

この観点から信託型SOについてみると、現状では、SOの行使時に給与所得課税がなされるリスクがあるため、他のプラン（例えば税制適格SO）に比べてときに、通常、採用競争力の高いプランとは言い難く、また、役職員に対する業績向上及び勤続維持のインセンティブの付与をより効果的に達成することもできないように思われる。また、信託型SOがSO行使時に給与所得課税

されないという解釈を採用する場合、国税当局との紛争が不可避であると考えられることも大きなデメリットとなる。

これらの点を考慮するならば、現状では、新たにインセンティブ報酬の導入を検討するスタートアップ企業は、信託型SO以外のプランを検討することが無難であると考えられる。

2 信託型SOを導入済みの企業の対応策

信託型SOを導入済みの企業（以下、「導入企業」という）の対応策としては、主に、(1)信託型SOを廃止し、他のインセンティブ報酬プランに切り替える、(2)信託型SOが行使時給与所得課税になることを受け入れる、又は、(3)国税当局と争うという選択肢が考えられる。

(1) 信託型SOを廃止し、他のインセンティブ報酬プランに切り替える選択肢
導入企業は、信託型SOを廃止し、他のインセンティブ報酬プラン（例えば、税制適格SO、RSU/RS等）に切り替える選択肢を有する。この選択肢は、以下の理由から、基本的に合理的な選択肢であり、まず検討する価値があると考えられる。

第1に、上記1のとおり、現状の税務リスクの下では、信託型SOが他のプランよりも採用競争力のあるインセンティブ・プランであるとは通常言い難いように思われる。スタートアップ企業は、SO行使時に給与所得課税になるかもしれない信託型SOを導入済みであることをアピールするよりも、例えば税制適格SOの付与を約束するほうが、通常、求職者に対して、採用

競争力の高いオファーを提示することが可能になり、かつ、より強い業績向上及び勤続維持のインセンティブを付与することが可能になると考えられる。

第2に、信託型SOを廃止し、他のインセンティブ報酬プランに切り替えることで、国税当局との紛争を回避することができる。スタートアップ企業にとって、最も重要なことはビジネスの成功であり、国税当局と紛争にかかる時間・費用を節約し、ビジネスに集中できることのメリットは計り知れない。

第3に、インセンティブ・プランの切替えは、信託型SO特有の事象ではなく、一般的に柔軟に行われていることである。公表事例としても、発行済みのSOを放棄させて譲渡制限付株式報酬（RS）への切替え等を行う事例^(注12)や、株式交付信託を廃止して譲渡制限付株式報酬（RS）への切替え（株式交付信託の発行済ポイントのRSへの移管措置を含む）等を行う事例^(注13)等が存在する。信託型SOについても、当初期待又は想定していた効果が期待できなくなったこと等の理由から、プランを切り替えることは自然であり、株主及び役職員等にとっても受け入れ可能なことが多いのではないかと考える。

(2) 信託型SOが行使時給与所得課税になることを受け入れる選択肢

上記(1)のプランの切替えをしないまま信託型SOのSOが権利行使された場合、導入企業としては、当該SOが権利行使時に給与所得課税されるという見解を受け入れて、源泉徴収や税務申告等を行う選択肢がありうる。

信託型SOが行使時給与所得課税であると扱われる場合、導入企業は、役職員がSOの行使により得る経済的利益に対して、源泉徴収義務を負担すると考えられる（所法183）。導入企業としては、①源泉徴収税額相当額を法人で立て替えて国に納付したうえで役職員から徴収するか、②源泉徴収税額相当額を法人で負担することとし、当該金額を給与として取り扱う（源泉徴収税額に関してグロスアップ計算を行う）といった対応が必要になると考えられる^(注14)。

(3) 国税当局と争う選択肢

上記(1)のプランの切替えをしないまま信託型SOのSOが権利行使された場合、導入企業としては、当該SOが権利行使時に給与所得課税を受けないとの立場に基づき、国税当局と争うことが考えられる。

この国税当局と争う選択肢を取るかどうかは、争う課税金額の多寡、争訟に要する手間・時間・費用、争訟の勝敗の見立て等を総合的に考慮して、他の選択肢との比較において判断されることになると考えられる。信託型SOに対する国税庁の見解が法令の解釈として正しいかどうかについては議論の余地があると考えられることから、導入企業の個別具体的な状況次第では、この選択肢を取る事が合理的な場合もあろう。

おわりに

以上、本稿では、主にスタートアップ企業において問題になる信託型SOの租税実務上の諸問題につき論じた。信託型SOは、私法（会社法、信託法等）と租税法が交錯する複雑な取引であるため、その税務上の

問題点を把握することは、必ずしも容易ではない。本稿が、読者の皆様の信託型SOの租税実務上の諸問題に対する理解の促進に少しでも役立ち、スタートアップ企業の支援をする際の参考となれば幸いである。

(注1) NIKKEI Financial「スタートアップ激震、成果報酬に国税庁の反論」(2023年4月3日、日本経済新聞社)

(注2) 新しい資本主義実現会議「スタートアップ育成5か年計画」(令和4年11月28日決定) 13～14頁

(注3) 松田良成・山田昌史「新株予約権と信託を組み合わせた新たなインセンティブ・プラン(上) 一時価発行新株予約権信託一」旬刊商事法務No.2042(2014年9月5日号) 55～66頁(特に61～63頁) 参照

(注4) 松田・山田・前掲(注3)(特に62頁) 参照

(注5) 松田良成・山田昌史「新株予約権と信託を組み合わせた新たなインセンティブ・プラン(下) 一時価発行新株予約権信託一」旬刊商事法務No.2043(2014年9月15日号) 34～44頁(特に39～40頁) 参照

(注6) 2023年2月20日予算委員会第三分科会における土田慎衆議院議員の質問に対する国税庁次長の回答。以下のURLから視聴可能である(閲覧日2023年5月18日)。https://www.shugiintv.go.jp/jp/index.php?ex=VL&deli_id=54348&media_type=

(注7) NIKKEI Financial・前掲(注1)。なお本文の記載は筆者の要約を含むため、読者の皆様には原典をご参照されることをお勧めしたい。

(注8) 瀧谷耕二「信託型ストックオプションの税務上の取扱い～国税がこれまでの一般的な理解を覆す見解を明らかに～」TLOメールマガジ

ン(2023年3月15日)も参照。以下のURLから閲覧可能である(閲覧日2023年5月18日)。
https://www.torikai.gr.jp/articles/detail/post-27658/

(注9) 松田・山田・前掲(注3) 61～63頁参照
(注10) 「信託型SOスキーム権利行使時課税 従来の理解を覆すことに」週刊T&A master2023年2月6日号(No.965) 40～41頁

(注11) 週刊T&A master・前掲(注10)

(注12) 株式会社名古屋銀行による2022年5月11日付「譲渡制限付株式報酬制度の概要決定に関するお知らせ」(プレスリリース)。以下のURLから閲覧可能である(閲覧日2023年5月18日)。https://www.meigin.com/release/files/20220511housyuseido.pdf

(注13) 日本曹達株式会社による2022年4月22日付「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」(プレスリリース)。以下のURLから閲覧可能である(閲覧日2023年5月18日)。
https://ssl4.eir-parts.net/doc/4041/tdnet/2108590/00.pdf

(注14) 松尾拓也・西村美智子・中島礼子・土屋光邦編著『インセンティブ報酬の法務・税務・会計』(中央経済社、2017年) 200～201頁参照。なお、同書の201頁において、本文②の方法による場合、一般に源泉徴収税額相当額は損金不算入となる旨が指摘されていることに留意が必要である。

Profile

川添 文彬(かわぞえ ふみあき)

JTC東京法律事務所 代表弁護士

一橋大学法科大学院(2012年卒)、Leiden大学(ITC Leiden-国際租税法LL.M.)(18年卒)、アンダーソン・毛利・友常法律事務所(14年～20年)を経て、JTC東京法律事務所代表弁護士(21年～)、早稲田大学法務教育研究センター講師(租税判例研究)(21年～)及びスマート・アワード・ブラザーズ株式会社代表取締役CEO(21年～)。
